

第2版はしがき

本書は、学部や法科大学院の授業・ゼミなどにおいて、刑事訴訟法を本格的に学習する人が、リーディング・ケースとなり、あるいは重要論点について意味ある判断を行った基本判例について理解することができるよう、その論点と結論、事案の概要、裁判所による法の解釈、法の適用、そして刑訴訟法研究者による解説をまとめたものである。

個々の判例を学習する際には、なぜ裁判所が刑訴訟法の条文をそのように解釈したのか、そのような解釈にどのような意義があるのかという点を意識することが重要である。そして、それらの点を理解するには、具体的事実がどのような法的問題を提起していたのか、裁判所の条文解釈によって打ち立てられたより具体的な「法規範」がどのように具体的事実に適用されたのか、という点と結びつけながら、「条文—規範—事実への適用」三者の相互関係のなかで判例を理解することが有用である。本書初版は、判例についてのこのような立体的な学習を行うための教材を提供することを目的として作成された。そのために、裁判所が行った法の適用（あてはめ）についてもできるだけ原文をそのまま載せ、コメントは、極力、判例の真意を理解するための解説に徹することとした。

本書初版が意図したところは、さいわい多くの読者に受け入れられ、判例学習のための教材として高い評価をいただいた。他方、裁判員制度の施行や新たな刑事司法改革の動きとも連動して、判例においても、次々と重要な判断が積み重ねられており、これらの新判例のフォローアップが必要になってきた。また、既存の項目・判例についても、その後の下級審裁判例の集積を踏まえて解説を加えるべきところも少なくない。さらに、初版発行当初より、解説をより深化させ、発展させたいという意見が、執筆陣から寄せられていた。そこで、初版発行からちょうど5年が経過した機会に、版を改めることとした。

第2版では、10項目について新規に項目を起し、3項目について判例を差し替えた。同時に、理論的には重要であるが、現時点では、判例規範として取り上げて解説するまでの重要性はなくなったと考えられる9項目については、教科書等の説明に譲り、第2版では取り上げないこととした。その結果、項目は1つ増えて102項目となった。また、既存の判例を引き継いだ項目についても、すべての項目にわたって解説をブラッシュアップしている。なお、新規・差し替え判例についても、各判例の解説の執筆にあたっては、原稿を皆で検討する機会を持ち、徹底的な議論に基づいて執筆担当者の責任で修正を行ったうえで執筆していること、最終的には執筆担当者が文責を負っていることは、初版と変わらない。判例の「名前」については、引き続き、三井誠編『判例教材・刑事訴訟法〔第5版〕』（東京大学出版会、2015年）によっている。

以上のような作業を経て編まれた第2版は、項目としても解説内容としても、一層深化し、アップデートされたものと考えている。手間のかかる改訂作業にご協力いただいた“チーム判例学習”

の皆さんに心より感謝申し上げます。

最後に、改訂の企画段階から、執筆、校正に至るまで、行き届いた助言を与えてくれるとともに、要所所で自由奔放な執筆陣の手綱を引き締め、刊行にまで漕ぎつけてくれた法律文化社担当編集者の掛川直之氏に深く感謝申し上げます。

2015年7月2日

葛野尋之・中川孝博・渕野貴生